

感染症発生動向調査とは?

感染症の予防とまん延防止の施策を講じるため、感染症法 12 条及び法 14 条に基づき一類から五類感染症の患者を診断した医師から届出を受けて、地域的な患者の発生状況、病原体の検索等流行の実態を早期かつ的確に把握し、その情報を速やかに地域に還元・公開するものです。

感染症の類型

感染症法の対象とする感染症は、その感染力や罹患した場合の症状の重篤性などに基づく総合的な観点から一類から五類感染症に類型化し、それぞれに対して行政的な対応、措置を定めています。

●一類感染症

感染症の種類	性格
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が、極めて高い感染症

●二類感染症

感染症の種類	性格
急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群(SARS)、ジフテリア	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が、高い感染症

●三類感染症

感染症の種類	性格
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26 等)、腸チフス、パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が、高い感染症

●四類感染症

感染症の種類	性格
E 型肝炎、ウエストナイル熱、黄熱、日本脳炎、狂犬病、鳥インフルエンザ、マラリア等	動物、飲食物等の物件を介に人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症(人から人への伝染はない)

●五類感染症

感染症の種類	性格
インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、後天性免疫不全症候群、麻しん、風しん等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

●指定感染症

性格
既知の感染症の中で上記一類～三類に分類されない感染症において、一類～三類に準じた対応の必要が生じた感染症(政令で1年間に限定して指定)

●新感染症

性格
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症